

日本選挙学会会費規程

(会費の設定)

第1条 日本選挙学会会費の納付金額を、本規定附則1以下のとおりとする。

2 会費の金額は理事会の議を経て、総会で決定する。

(金額の公表)

第2条 会費の納付金額とその推移はこの規程上に公表する。

附則1 (平成16年5月16日総会決定)

この規程はこれまでの金額の公表も含めて、平成16年5月16日から施行する。

会費 (昭和56年10月3日総会決定)

個人会費 年間 3,000円

法人会費 年間 50,000円

昭和60年度より (昭和60年5月11日総会決定)

個人会費 年間 5,000円

法人会費 年間 50,000円

学生会員 年間 2,000円

平成5年度より (平成4年5月16日総会決定)

個人会費 年間 8,000円

法人会費 年間 50,000円

学生会員 年間 2,000円

平成30年度より (平成29年5月20日総会決定)

個人会費 年間 8,000円

法人会費 年間 10,000円

学生会員 年間 2,000円